

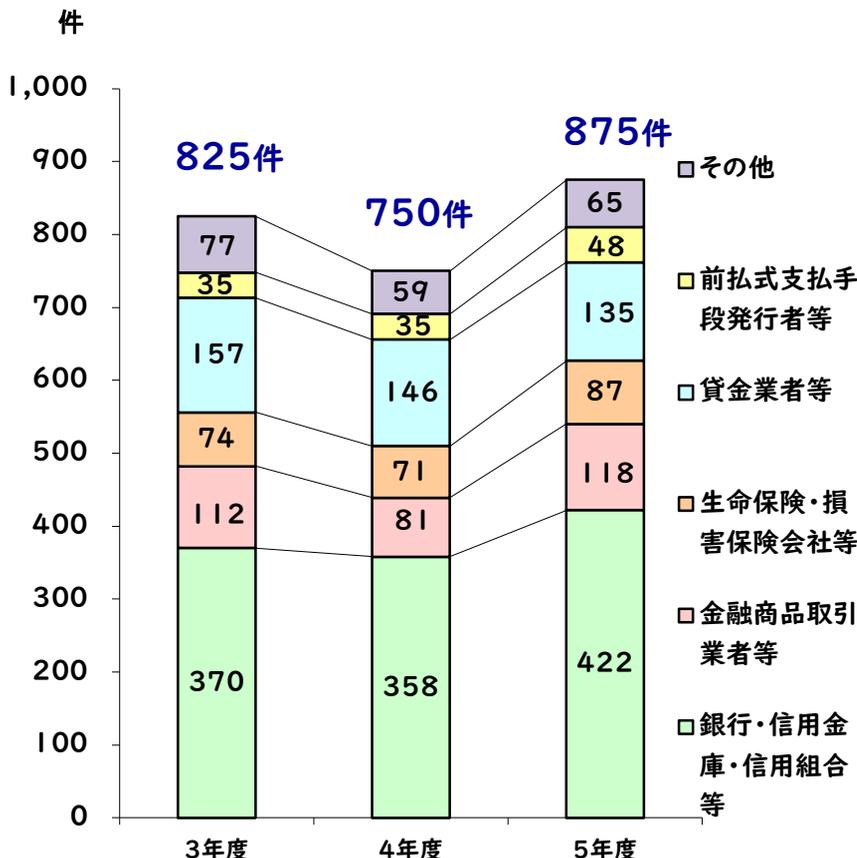
「きんざい金融ホットライン」の相談受付状況(令和5年度)

【 令和5年度(2023年4月~2024年3月)の受付状況について 】

- 令和5年度の受付件数は875件で、前年度(750件)から125件の増加(前年度比+16.7%)。
- 業態別では、「銀行、信用金庫、信用組合等」が422件と、受付件数全体の約半数(構成比48.2%)を占めており、前年度からは、17.9%増加している。
- その他業態別の上位は、「貸金業者等」が135件(構成比15.4%)で、前年度から7.5%の減少。「証券会社などの金融商品取引業者等」が118件(構成比13.5%)と続いており、前年度45.7%の増加。
- 「生命保険会社、損害保険会社等」は87件(構成比9.9%)で前年度から22.5%の増加。「前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等」は48件(構成比5.5%)で、前年度から37.1%の増加。

業態による区分	3年度			4年度			5年度		
	件数	構成比(%)	前年度比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)
銀行、信用金庫、信用組合等	370	44.8	▲ 35.5	358	47.7	▲ 3.2	422	48.2	17.9
証券会社など金融商品取引業者等	112	13.6	9.8	81	10.8	▲ 27.7	118	13.5	45.7
生命保険会社、損害保険会社等	74	9.0	▲ 33.9	71	9.5	▲ 4.1	87	9.9	22.5
貸金業者等	157	19.0	12.1	146	19.5	▲ 7.0	135	15.4	▲ 7.5
前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等	35	4.2	▲ 34.0	35	4.7	0.0	48	5.5	37.1
その他	77	9.3	▲ 32.5	59	7.9	▲ 23.4	65	7.4	10.2
合計(各業態に無登録業者等も含む)	825	100.0	▲ 24.7	750	100.0	▲ 9.1	875	100.0	16.7

(注) 四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。



お寄せいただいた情報・相談等の活用

- きんざい金融ホットラインに寄せられた相談・情報は、検査・監督上の有益な情報として活用しています。
- 寄せられた相談・情報を、金融行政に活用させていただき、金融サービスの質の向上、利用者保護の推進、金融犯罪被害の防止に努めています。
- 不正に利用されている預金口座の情報を得た場合は、捜査当局及び金融機関に情報提供を行っています。

■きんざい金融ホットライン■

☎ 06-6949-6259
9時から12時・13時から17時
(土日・祝日除く)



■ **相談事例** ■ きんざい金融ホットライン (☎06-6949-6259) までお電話を!



SNSで知り合った女性に勧められて暗号資産を40万円分購入しました。この女性からさらに勧められて海外の投資会社「A」で運用することとなり、運用額が14,000ドルになったので出金しようとしたら30%の手数料が必要と言われ、出金できません。怪しい業者ではないかと心配です。

⇒ 「暗号資産」の取引や暗号資産の交換と関連付けて投資を持ち掛けられたことをめぐるトラブルが多数発生しています。**SNSやマッチングアプリで知りあった人から投資の勧誘を受けた場合は(※)、まずは勧誘業者が登録があるかどうかをご確認ください!**

日本の居住者に対して暗号資産交換業・金融商品取引業を行う場合は、金融庁・財務局に登録が必要になります。

登録業者については、金融庁のHPに一覧が掲載されています。お問い合わせの業者名では、登録がありませんでしたので、無登録業者である可能性が高いと思われます。

返金については弁護士にご相談を、また詐欺と思われる場合は警察にご相談下さい。

(※)「ロマンス投資詐欺」が増加しています。同様に、著名人を騙る者からの投資勧誘にご注意を!



新規事業を行うため、法人口座を開設しようとしているが、どこの金融機関でも断られます。その理由を聞いても「総合的な判断に基づき決定されている。詳細についてはお答えできない。」との説明。自分ばかりではなく、知人から聞く話も同じようです。金融機関で申し合わせているのですか。これは法令違反ではないのですか。

⇒ 犯罪収益移転防止法では、犯罪収益の移転を防ぐことを目的に、口座開設の際に取引時確認を求めており、すべての顧客に対し取引を行う目的等を確認することとなっていますので、ご理解とご協力をお願いします。その確認方法等の実務や口座開設の可否については金融機関ごとに判断することとなりますので、金融機関から説明を受けてください。

法人口座は振込限度額が高額であることや、大口の取引が頻繁に行われるため、近年、法人口座が口座売買や特殊詐欺などの犯罪に不正利用されるケースも生じています。そこで、金融庁では、警察庁と共に、法人の継続的顧客管理の意義・協力要請を行うチラシを作成しています。マネロン対策について、ご理解とご協力をお願いいたします。



【マネロン対策に係るチラシ】

■ **ご注意ください** ■ ◆一人で悩まずに、身近な人や最寄りの警察署に相談してください!
◆振り込んでしまった場合は、すぐに振込先の金融機関・警察署に連絡を!

- ◆ 悪質な投資勧誘(未公開株等)にご注意!(劇場型、公的機関装い型、代理購入型等)
- ◆ 振り込め詐欺にご注意!
(オレオレ詐欺、架空請求、還付金等詐欺、キャッシュカード手交型・窃取型等)
- ◆ 無登録の海外業者による勧誘にご注意!
(バイナリーオプション、FX取引、暗号資産の交換等)
- ◆ 「インターネットバンキング」を悪用した不正送金にご注意!
- ◆ 違法なヤミ金融業者にご注意! (090金融、ソフトヤミ金融、登録詐称業者、
給与ファクタリング、個人間融資、後払(ツケ払い)現金化、「先払い買取」現金化等)



金融トラブル被害の注意喚起情報等をまとめたリーフレット「金融トラブルハンドブック」を作成しています。ご希望があれば無償で送付します。きんざい金融ホットライン ☎ 06-6949-6259 まで、ご連絡ください



貸す側も、借りる側も
**#個人間融資に
要注意!**

給与の買取りをうたった
違法なヤミ金融に
ご注意ください!

借金では
ありません
即日
入金

ブラック
OK

いわゆる後払い(ツケ払い)現金化に要注意!

事例

- ①申込み
- ②キャッシュバック名目など金銭の支払
商品提供
- ③商品代金の後払い

金融ブラック
OK

借金では
ありません